

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号通所事業（介護予防通所介護相当）契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団 丹菊整形外科
主たる事務所の所在地	岐阜県羽島市小熊町島2丁目78-1
代表者（職名・氏名）	理事長 矢島 弘毅
設 立 年 月 日	平成7年6月1日
電 話 番 号	058-391-1411

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスセンターたんぎく	
サービスの種類	第1号通所事業（介護予防通所介護相当）	
事業所の所在地	岐阜県羽島市小熊町島2丁目64	
電 話 番 号	058-391-6091	
指定年月日・事業所番号	平成29年4月1日 みなし指定	2170401463
実施単位・利用定員	1単位	定員35人
通常の事業の実施地域	羽島市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（介護予防通所介護相当）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月30日から1月3日）及びお盆（8月15日を含む2日間）を除きます。
営業時間	午前8時15分から午後5時15分まで
サービス提供時間	午前9時10分から午後4時15分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 3人
看護職員	常勤 2人
介護職員	常勤 5人、非常勤 3人
機能訓練指導員	常勤 1人、非常勤 1人

7. サービス提供の担当者

サービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 杉原 謙
管理責任者の氏名	管理者 矢島 弘毅

8. 利用料

サービスを利用した場合の利用料は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた利用料の1割又は2割、3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）介護予防通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

【基本部分：介護予防通所介護相当】

利用者の 要介護度	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 要支援1 週1回程度	436円	872円	1308円
要支援2 週2回程度	447円	894円	1341円
事業対象者 要支援1 月5回以上利用の場合	1798円	3596円	5394円
要支援2 月9回以上利用の場合	3621円	7242円	10863円

（注1）上記の利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料を

書面でお知らせします。

【加算：介護予防通所介護相当】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	利用者負担 （1割）	利用者負担 （2割）	利用者負担 （3割）	
		生活機能連携加算 Ⅱ	外部との連携により利用者身体の状態等の評価を行ない、かつ、個別機能訓練計画書を作成した場合	200円	400円
科学的介護推進加算	利用者の情報のデータを一定の基準で分析、評価しこのようなデータを全国の介護事業所から収集し大きなデータを活用する為	40円	80円	120円	
送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	-47円	-94円	-141円	
サービス提供体制 強化加算Ⅰ	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	事業対象者 要支援1	88円	176円	264円
		事業対象者 要支援2	176円	352円	528円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	介護報酬の9.2%			

（注3）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（2）その他の費用

延長料金	利用者の希望により、サービス提供時間を超えてサービスを利用した場合、1時間につき1500円の延長料金をいただきます。
食費	食事の提供を受けた場合、1回につき600円の食費をいただきます。
喫茶代	コーヒー等の提供を受けた場合、1日100円をいただきます。

（3）支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求します。

当事業者は、毎月15日までに請求書を作成し、提示します。個人負担金は預金口座振替払いをご利用ください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

（1）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 058-391-6091 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

（2）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

岐阜県 国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情対応係	所在地 岐阜県岐阜市藪田南 県シンクタンク 5階 電話番号 058-275-9826 受付時間 平日 9:00~17:00まで
岐阜県社会福祉協議会	所在地 岐阜県下奈良2丁目2番地7号 岐阜県福祉農業会館6階 電話番号 058-278-5136 受付時間 平日 9:00~17:00まで
羽島市役所高齢福祉課	所在地 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 電話番号 058-392-9932 受付時間 平日 8:30~17:15まで
羽島市包括支援センター	所在地 岐阜県羽島市福寿町浅平3丁目25番地 羽島市福祉ふれあい会館内 電話番号 058-394-2521 受付時間 平日 8:30~17:15まで

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

13. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。